本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三四号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二四日とすることとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第三三五号）（警察庁）

一　道路交通法施行令の一部改正関係

1　特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

㈠　特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、都道府県公安委員会が一定の法人に委託することができないものを定めることとした。（第四〇条の三関係）

㈡　特定免許情報記録手数料及び免許証等更新手数料等の標準を定めることとした。（第四三条関係）

㈢　国家公安委員会の権限に属する特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、警察庁長官に権限が委任されるものを定めることとした。（第四三条の二関係）

㈣　その他所要の規定を整備することとした。

2　運転免許等に関する手数料の標準（1㈡に掲げるものを除く。）を改めることとした。（第四三条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

防衛出動命令等を受けた隊員が受けている運転免許に係る免許情報記録の有効期間及び当該免許情報記録の有効期間の更新に関する特例を定めることとした。（第一六〇条関係）

三　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものを定めることとした。（別表関係）

四　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

個人識別符号に免許情報記録の番号を加えることとした。（第一条関係）

五　経過措置

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。

六　施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二四日）から施行することとした。

◇自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三六号）（警察庁）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三五号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三七号）（警察庁）

一　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正関係

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三七年政令第三二九号）について、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三五号。以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三八号）（国土交通省）

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四〇号）の施行期日は、令和六年一一月八日とすることとした。

◇都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三三九号）（国土交通省）

一　都市緑地法施行令の一部改正関係

1　都市緑化支援機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都道府県等に対する補助金の額は、都道府県等の負担に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とすることとした。（第七条関係）

2　登録調査機関の登録の有効期間を三年とすることとした。（第一六条関係）

3　優良緑地確保計画の認定を受けようとする者が納めなければならない手数料の額を定めることとした。（第一七条関係）

4　登録調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可の方法を定めることとした。（第一八条関係）

二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　歴史的風土保存計画において定められた機能維持増進事業の実施の方針に従って行う行為については、歴史的風土特別保存地区における行為の制限の対象外とすることとした。（第五条第九号ホ関係）

2　都市緑化支援機構が歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れた場合の国が負担する金額は、府県の負担に要する費用の額に一〇分の七を乗じて得た額とすることとした。（第九条関係）

三　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

民間都市開発推進機構がその整備に要する費用について支援等することができる緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の内容を定めることとした。（第二九条関係）

四　首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正関係

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都県及び市に対する補助金の額は、都県及び市の負担に要する費用の額に一〇分の五・五を乗じて得た額とすることとした。（第四条関係）

五　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の府県及び市に対する補助金の額は、府県及び市の負担に要する費用の額に一〇分の五・五を乗じて得た額とすることとした。（第七条関係）

六　景観法施行令の一部改正関係

景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に都市緑地法第三条の三第一項の広域計画を追加することとした。（第六条第一五号関係）

七　国土交通省組織令の一部改正関係

都市環境課の所掌事務を変更することとした。（第八三条関係）

八　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一一月八日）から施行することとした。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三四〇号）（経済産業省）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月一八日とすることとした。